

みんなの力で助かる命

救急フエアを開催

9月9日は「救急の日」、9月5日から同11日は「救急医療週間」です。消防署ではこの期間にあわせて、住民の皆さんに救急業務への理解を深めていただくため「救急フエア」を開催します。

町では、町内31箇所の公共施設にAED（自動体外式除細動器）心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器）を設置しています。

興味があってもなかなか講習会に参加できないという皆さん、ぜひこの機会に救急フエアに参加して、応急手当を体験してみてください。

▼日時 9月5日（日）午前10時～午後3時
▼場所 イオン猪名川ショッピングセンター3階
▼内容 心肺蘇生法・AED体験、救急アドバイザーによる救急相談コーナー、救急車の展示など

救命講習会を開催

▼日時 9月12日（日）午後1時～同4時
▼場所 消防本部
▼内容 心肺蘇生の方法とAEDの使い方について
▼定員 30人（先着順）
▼その他 受講者には修了証を交付します

▼申込・問合せ 消防署北出張所（☎769・0119）

AEDなどで人命救助されたプレーヤー5名とゴルフ場に消防協力者表彰



▲表彰を受けられたのは、坂根信行さん、坂根昌美さん、笹川勤一さん、澤田義征さん、橋本哲司さんの5名と猪名川国際カントリークラブ。

プレー中に心肺停止状態となって倒れた男性をプレーヤー5名が119番通報や心肺蘇生を実施し、ゴルフ場従業員がAEDで対応しました。以前に心肺蘇生やAEDの講習を受けていたプレーヤーと従業員の連携と適切な対応により、人命が救助されました。

下水道相談会の開催

▼とき 9月10日（金）午前10時～午後4時
▼ところ 水道庁舎1階会議室1
▼内容 下水道全般の維持管理について

生活環境の向上・水質保全に向けて

町を流れる猪名川には、これまで生活排水などが流入することもありますが、下水道整備の推進（下水道普及率は平成22年3月末時点で98・7％）により、生活環境の向上並びに水質の保全が図られてきました。下水道が利用いただ

9月10日は下水道の日です

る状態で未だ接続されていない世帯があります。法律では「下水道が利用できる状態になった区域内の使用者などは遅滞なく下水道へ接続しなければならぬ」と定められているため、未接続世帯に早期の接続を呼び掛けています。

町では、下水道への接続にかかる支援措置として、「水洗便所等改造資金融資あっせん制度」を設けていますので積極的に活用ください。

宅内樹の点検を！

自宅敷地内に設置されている宅内樹（汚水・雨水）の蓋を開けられたこ

とがありますか？

宅内樹（汚水・雨水）は個人の財産です。各家庭で半年に一度は下水道の樹のふたを開けるなど、定期的に点検や清掃管理を行いましょ

点検のポイント

◆汚水樹の底に穴が開いて水漏れしていないか
◆油のかたまりがこびりついていないか
◆木の根が入り込み汚水の流れを妨げているか
◆雨水樹に庭の土などが入り込み雨水の流れを妨げているかなど

問合せ
上下水道課
☎766・8716

オープンスクールと子育て支援のお知らせ

開かれた学校・園づくりの一環として、オープンスクールおよび子育て支援を進めています。この機会にぜひ、学校・幼稚園を訪問してみてください。

内容など詳しいことは、各学校・幼稚園にお問い合わせください。【訪問の際のお願い】①受付で名簿に記入し、名札の着用をお願いします②上靴を持参ください③写真やビデオ撮影はご遠慮ください

平成22年度2学期「オープンスクール」実施予定

校 園 名	日 程
猪名川小学校（☎766－0014）	11月15日
楊津小学校（☎768－0010）	11月27日
大島小学校（☎769－0025）	10月15日、12月1日～同2日
松尾台小学校（☎766－1766）	9月28日
白金小学校（☎766－7188）	11月19日
六瀬中学校（☎768－0024）	10月6日、11月18日、12月14日
猪名川中学校（☎766－4000）	10月4日～同5日
猪名川幼稚園（☎766－3899）	9月21日～同22日、11月4日～同5日
松尾台幼稚園（☎766－0388）	9月21日～同22日、11月5日～同6日
六瀬幼稚園（☎768－0369）	9月13日～同14日、10月6日、11月25日
つつじが丘幼稚園（☎766－4411）	11月10日～同12日、12月3日～同4日

平成22年度2学期「子育て支援事業」実施予定

園 名	日程・内容など
猪名川幼稚園	9月24日午前10時～＝運動遊びをしよう・園長講話、11月4日午前10時～＝お店屋さんごっこ、12月3日午後2時～＝幼稚園生活を体験しよう・園長講話
松尾台幼稚園	9月21日午前9時30分～＝園児や地域の人との昔遊び、10月2日午前9時～＝運動会参加、11月12日午前9時30分～＝園児と一緒に収穫祭（茶巾しぼり）、12月22日午後2時～＝お正月の飾り作り
六瀬幼稚園	9月15日午前9時30分～＝運動会の練習①、9月28日午前9時30分～＝運動会の練習②、10月2日午前9時～＝運動会参加、10月7日午前10時～＝園外保育（青少年いこいの家でどんぐり拾い、現地集合・解散）、10月27日午前10時～＝ふれあい遊び・給食試食（要事前申込み）、11月9日午前9時30分～＝楽器遊び、11月25日午前9時30分～＝クリスマス飾り制作、12月22日午前9時30分～＝クリスマス会（要事前申込み）
つつじが丘幼稚園	9月22日午前9時20分～＝運動遊び、10月2日午前9時～＝運動会未就園児競技参加、11月19日午後1時20分～＝親子でふれあい遊び・制作遊び、12月8日午前9時50分～＝クリスマス飾り制作

※持ち物などについては、事前に各幼稚園にお問い合わせください。



消費生活のアドバイス

>191<

貸金業法が改正されています

《質問》生活費に困り、消費者金融にお金を借りに行きました。が「専業主婦だから夫の同意書、住民票がいります」と言われました。2年前にも同店舗で借入れをしました。その時は何も言われませんでした。どうしてですか？

《回答》貸金業法が改正され、今年6月に完全施行されました。専業主婦（夫）の借入れには配偶者であることを証明する書類や同意書が必要になります。

また、借入総額は、配偶者の借入額とあわせて、本人と配偶者の年収の合計の3分の1を超えない範囲内に制限されます。

借入れのルールが変わりました（貸金業法改正平成22年6月施行）

多重債務問題の解決や、一部の貸金業者による債務者および連帯保証人への厳しい取り立て、過剰貸付け、高金利などが社会問題化したことから、貸金業法が改正され、平成22年6月18日に完全施行されました。対象は消費者金融など

「貸金業者」の個人向けローンやキャッシングです。銀行などからの借入れやクレジットカードによるショッピング（キャッシングを含む）、法人の借入は含まれません。

◆借入総額が年収の3分の1を超える場合、原則、新たな借入れが制限されます。複数社から借入れがある場合は、合計した金額で計算します。

◆専業主婦（夫）は、配偶者の同意が必要。◆年収などを明らかにする書面の提出が必要です。

貸金業者1社の利用限度額が50万を超える場合や複数の貸金業者からの借入れが100万円を超える場合に必要になります。

◆過剰貸付け防止のため、個人信用情報の指定信用情報機関への登録が義務付けられます。登録には運転免許証などの本人確認書類が必要です。

◆上限金利が29・2％から20％以下に引き下げられました。新たな借入れの上限金利は、利息制限法に基づき、借入金額10万円未満20％、10万円以上100万円未満18％、100万円以上15％となります。

「ヤミ金融」に注意を！

貸金業法による登録のない業者は「ヤミ金融」です。ヤミ金融は犯罪です。巧妙に借入れを勧めますが借りてはいけません。

◆ ◆ ◆
疑問な点は、消費生活相談コーナー（☎766・1110）へ。